

平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人中部福祉会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成31年1月11日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・ 法人運営面について、一部不備が見受けられたので、法令、定款等に則り適切な運営に当たられたい。
- ・ 会計面について、前回の指導監査における指摘事項で改善されていない事項や不備が見受けられたので、専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人）を活用するなどして改善を図られたい。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員について、平成29年度の評議員会を全て欠席している者が見られた。</p> <p>については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、評議員の改選について検討すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p style="text-align: center;">(審査基準第3の1(3))</p>	<p>平成30年度の評議員会において、当該評議員は全て(2回)出席している。また、全て欠席している者は見られない。</p> <p>事務局は、評議員会開催に当たり、特定の評議員の欠席が続くことのないよう日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、評議員の改選について検討する。</p>
2	<p>理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、報告が行われていなかった。</p> <p>については、定款第17条第3項の規定に基づき、理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告すること。</p> <p>なお、この報告については、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条に規定する理事会への報告の省略は適用されないため、必ず実際に開催して報告すること。</p> <p style="text-align: center;">(法第45条の16第3項、定款第17条第3項)</p>	<p>平成31年3月、理事長及び常務理事は、職務の執行の状況を理事会に報告した。</p> <p>規定に基づき、理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。</p>
3	<p>補助金事業等収益明細書に施設整備等補助金収益が記載されていなかった。</p> <p>については、附属明細書の作成について、計算書類との整合性を図ること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p style="text-align: center;">(会計省令第30条、運用上の取扱い25)</p>	<p>附属明細書の作成について、漏れのないよう適切に記載し、計算書類との整合性を図る。</p>

4	<p>月次試算表に経理規程第 31 条第 1 項で規定する統括会計責任者が確認した押印と日付の記載がなかった。</p> <p>また、作成した会計責任者の押印がなかったものや理事長の承認日が作成日以前の日付のものがあった。</p> <p>については、経理規程第 31 条第 1 項の規定に基づき、会計責任者は各拠点区分ごとに毎月末日における月次試算表を作成し、翌月末日までに統括会計責任者に提出し、統括会計責任者は、各事業区分合計及び法人全体の月次試算表を作成し、翌々月 10 日までに理事長に提出すること。</p> <p>なお、会計責任者、統括会計責任者及び理事長は確認時に押印、日付を記載し、客観的記録を残すことが望ましい。</p> <p>おって、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(経理規程第31条第1項)</p>	<p>月次試算表には、漏れのないよう適切に押印と日付を記載する。</p> <p>また、会計責任者は各拠点区分ごとに毎月末日における月次試算表を作成し、翌月末日までに統括会計責任者に提出し、統括会計責任者は、各事業区分合計及び法人全体の月次試算表を作成し、翌々月 10 日までに理事長に提出する。</p>
5	<p>社会福祉法人会計は、その公益性に鑑み予算準拠主義が求められるところ、決算額が予算額を超過している科目があった。</p> <p>については、予算変更の必要がある場合には、必要額を精査した上で補正予算を調製し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けること。</p> <p>なお、補正予算を編成することを要しない軽微な乖離の範囲については、規程や予算等において定めておくべきものであることを申し添える。</p> <p>おって、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(留意事項 2 (1)、(2)、定款第31条、経理規程第19条)</p>	<p>平成 30 年度決算において、予算変更の必要があるため、必要額を精査した上で補正予算を調製し、平成 31 年 3 月、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けた。</p>
6	<p>経理規程第 11 条に規定する会計帳簿のうち主要簿である仕訳日記帳及び総勘定元帳が文書で作成されず、電磁的記録により作成、保存されていた。</p> <p>また、拠点区分ごとに備え置かれていなかった。</p> <p>については、会計帳簿を電磁的記録で作成し、保存する場合には、経理規程にその旨を規定すること。</p> <p>(会計省令第 3 条第 2 項、経理規程第 11 条)</p>	<p>会計帳簿のうち主要簿である仕訳日記帳及び総勘定元帳は、電磁的記録により作成、保存したいため、経理規程にその旨を規定した。</p> <p>また、拠点区分ごとに備え置く。</p>